

このたび当組合では、令和6年2月21日開催の組合会において、以下の制度を採用することが決定しましたのでお知らせいたします。

介護保険の特定被保険者制度 を採用します（令和6年9月～）

※任意継続被保険者は令和6年4月～

ワコール健康保険組合では、従来「第2号被保険者（40～64歳の被保険者）」からのみ介護保険料を徴収しておりましたが、「**特定被保険者（40～64歳の扶養家族のいる40歳未満もしくは65歳以上の被保険者）**」からも令和6年4月より徴収を開始します。

介護保険の特定被保険者制度（健保法附則第7条）

介護保険制度は全国の市区町村が運営し、40歳以上に加入が義務付けられている公的な制度です。その制度に基づいて徴収される介護保険料は、第2号被保険者より健康保険料と一緒に徴収するのが原則となっており、扶養家族が介護保険料を納めることはありませんでした。しかし、扶養家族の介護保険料を第2号被保険者がすべて負担すると、第2号被保険者の負担が過大となってしまう問題点がありました。そのためワコール健康保険組合では『特定被保険者制度』を採用し、特定被保険者からも介護保険料を徴収いたします。

この制度を導入することで、その扶養家族は介護保険サービスを利用できるようになります。

（例）



【年齢別 介護保険料の一覧】

被保険者本人	扶養家族	介護保険料		補足
		本人	家族	
40歳未満	40歳未満	×	×	介護保険料は発生しない
	40歳～64歳	×	○	『特定被保険者』として扶養家族分をワコール健保が徴収
	65歳以上	×	○	第1号被保険者として扶養家族分を市区町村が徴収
40～64歳	40歳未満	○	×	第2号被保険者として本人分をワコール健保が徴収
	40歳～64歳	○	—	第2号被保険者として本人分（扶養家族分）をワコール健保が徴収
	65歳以上	○	○	第2号被保険者として本人分をワコール健保が徴収、 第1号被保険者として扶養家族分を市区町村が徴収
65歳以上	40歳未満	○	×	第1号被保険者として本人分を市区町村が徴収
	40歳～64歳	○	○	第1号被保険者として本人分を市区町村が徴収、 『特定被保険者』として扶養家族分をワコール健保が徴収
	65歳以上	○	○	第1号被保険者として本人・扶養家族ともに市区町村が徴収

- * ①被保険者が海外在住の場合、および、被扶養者が②在留期間が3か月以下の外国人③適用除外施設に入所している場合は、適用除外となります。
- * 65歳以上の人は、第1号被保険者としてお一人ずつの介護保険料が市区町村より徴収されます。
- * ひとつの健康保険組合で徴収できる介護保険料は、最大1人分までとなります。

（参考）介護保険制度の対象者区分

